

「東日本大震災を踏まえた危険物施設等の地震・津波対策のあり方に係る検討会」開催要綱

(目的)

第1条 平成23年3月11日に発生した東日本大震災による危険物施設や石油コンビナート施設（以下「危険物施設等」という。）における被害状況について実態調査を行うとともに、その調査結果を踏まえて当該危険物施設等に対する地震・津波対策のあり方について検討を行うため、「東日本大震災を踏まえた危険物施設等の地震・津波対策のあり方に係る検討会」（以下「検討会」という。）を開催する。

(検討事項)

第2条 検討会は、概ね次の事項について調査検討を行う。

- (1) 東日本大震災による危険物施設等に係る実態調査に関する事項
- (2) 実態調査を踏まえた危険物施設等の地震・津波対策のあり方に関する事項

(検討会)

第3条 検討会の委員は、学識経験者、消防機関の職員、関係団体を代表する者等のうちから、前条各号に掲げる検討事項の内容に応じて、消防庁危険物保安室長又は消防庁特殊災害室長が委嘱する。

- 2 検討会に座長を置き、座長は検討会の委員の互選によってこれを選出する。
- 3 座長は、検討会を主宰する。また、座長に事故がある時は、座長の指名する者がその職務を代理する。
- 4 座長及び委員は、必要に応じ、検討会に「オブザーバー」として関係者の出席を依頼し、意見等を求めることができる。
- 5 検討会には、必要に応じ分科会等を置くことができる。なお、この場合、第1項から前項までを準用する。

(任期)

第4条 座長及び委員の任期は、委嘱日から平成24年3月31日までとする。

(庶務)

第5条 検討会の庶務は、消防庁危険物保安室及び消防庁特殊災害室が処理する。

- 2 第3条第5号に掲げる分科会等の庶務は、検討する内容に応じて危険物保安室又は消防庁特殊災害室が処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるほか、検討会の運営に関し必要な事項は座長が、分科会等の運営に関し必要な事項は当該分科会等の座長が、これを定める。

- 2 検討会には、検討会委員の代理者の出席を認める。

附則 この要綱は、平成23年5月17日から実施する。